



2024年5月29日

各 位

会社名 株式会社メニコン  
代表者名 代表執行役社長 COO 川浦 康嗣  
(コード番号:7780 東証プライム市場・名証プレミア市場)  
問合せ先 執行役 総合統括本部長 CFO 古賀 秀樹  
(TEL. 052-935-1646)

「従業員持株会支援信託 ESOP」の再導入に伴う第三者割当による  
自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年5月29日開催の取締役会において、下記のとおり、「従業員持株会支援信託 ESOP」の再導入に伴う第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2024年6月14日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 420,300株
(3) 処分価額	1株につき1,330円
(4) 処分総額	558,999,000円
(5) 処分予定先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年5月29日開催の取締役会において、当社の従業員持株会である「メニコングループ社員持株会（以下、「持株会」といいます。）に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の実を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社グループの企業価値の向上を図ることを目的として、「従業員持株会支援信託 ESOP」（以下、「本制度」といいます。）の再導入を決議しました（本制度の詳細につきましては、2024年5月29日付「『従業員持株会支援信託 ESOP』の再導入に関するお知らせ」をご参照ください）。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする信託契約（以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を締結します。また、株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する特定包括信託契約を締結します。

本自己株式処分は、本制度導入に際し、当社株式の保有及び処分を行うために株式会社日本カストディ銀行に設定される信託口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、今後4年間の信託期間中に持株会が本信託より購入する予定数量以内であり、2024年3月31日現在の発行済株式総数76,634,388株に対し0.55%（2024年3月31日現在の総議決権個数761,833個に対する割合0.55%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。本自己株式処分により処分される株式は、本信託から毎月持株会へ少しずつ譲渡されますので、株式が大量に株式市場に流出することは考えられず、当社としましては、本自己株式処分による株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると判断しております。

### 【本信託契約の概要】

- |         |  |
|---------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託（他益信託）  |
| ② 信託の目的 | 持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給並びに受益者要件を充足する当社グループ従業員に対する福利厚生の実及びインセンティブの付与           |
| ③ 委託者   | 当社   |
| ④ 受託者   | 株式会社りそな銀行<br>株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。 |
| ⑤ 受益者   | 持株会加入員のうち受益者要件を満たす者  |
| ⑥ 信託契約日 | 2024年6月12日（予定）   |
| ⑦ 信託の期間 | 2024年6月12日～2028年6月30日（予定）  |

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

1株当たりの払込金額（処分価額）につきましては、2024年5月28日（本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,330円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお、処分価額1,330円は、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1ヵ月間（2024年4月30日から2024年5月28日まで）の終値平均である1,430円（円未満切捨）に対しての乖離率は△6.99%であり、同直近3ヵ月間（2024年2月29日から2024年5月28日まで）の終値平均1,528円（円未満切捨）からの乖離率は△12.96%であり、同直近6ヵ月間（2023年11月29日から2024年5月28日まで）の終値平均1,852円（円未満切捨）からの乖離率は△28.19%となっております（乖離率はいずれも小数点第3位を四捨五入して表記しております。）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、合理的なものであると判断しております。また、上記処分価額につきましては、監査委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上